

京都府後期高齢者医療広域連合議会傍聴規則

平成19年7月11日

議会規則第2号

(趣旨)

第1条 この規則は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第292条の規定において準用する法第130条第3項の規定に基づき、議会の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(傍聴席の区分)

第2条 傍聴席は、一般席及び記者席に分ける。

(傍聴の手続)

第3条 会議を傍聴しようとする一般傍聴人は、所定の場所で自己の住所及び氏名を傍聴人受付簿に記入しなければならない。

(傍聴券の交付等)

第4条 会議を傍聴しようとする者は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に掲げる傍聴券の交付を受け、これを常に携帯しなければならない。

- (1) 一般席 一般傍聴券
- (2) 記者席 記者傍聴券

(傍聴券の提示)

第5条 傍聴人は、職員から要求を受けたときは、傍聴券を提示しなければならない。

(傍聴券の返還)

第6条 傍聴券の交付を受けた者は、傍聴を終え退場しようとするときは返還しなければならない。

(傍聴人の制限)

第7条 傍聴人の人数は、議長において制限することができる。

(議場への入場禁止)

第8条 傍聴人は、議場に入ることができない。

(傍聴席に入ることができない者)

第9条 次のいずれかに該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- (1) 棒、プラカード、つえ(疾病その他正当な理由がある場合を除く。)等人に危害を加えるおそれのある物を携帯している者
- (2) 拡声器、鉢巻、腕章、たすき、ゼッケン、垂れ幕、のぼり、張り紙、ビラその他会議の進行を妨害するおそれのある物を着用し、又は携帯している者
- (3) 酒気を帯びている者
- (4) その他会議の進行を妨害することを疑うに足りる顕著な事情が認められる者

(傍聴人の守るべき事項)

第10条 傍聴人は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 会議の進行の妨げになる行為をしないこと。
- (2) 他の傍聴者の迷惑になる行為をしないこと。
- (3) 携帯電話その他音の発生する機器の電源を切ること。
- (4) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (5) 録音又は撮影をしないこと。ただし、議長の許可を得た者は、この限りでない。

(職員の指示)

第11条 傍聴人は、すべて職員の指示に従わなければならない。

(傍聴人の退場)

第12条 傍聴人は、議長が秘密会であることを宣告し、退場を命じたときは、速やかに退場しなければならない。

(違反に対する措置)

第13条 議長は、傍聴人がこの規則に違反したときは、当該違反行為を制止し、その命令に従わないときは、当該者を退場させることができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。